

元 監 第 1 7 0 号
令 和 2 年 2 月 3 日

福 島 市 長 木 幡 浩 様
福 島 市 議 会 議 長 梅 津 政 則 様

福 島 市 監 査 委 員 井 上 安 子
同 遠 藤 和 男
同 穴 戸 一 照
同 渡 辺 敏 彦

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

建設部

平成31年4月から令和元年9月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和元年11月27日から令和2年1月31日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、宍戸一照、渡辺敏彦

第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認、つり銭確認及び施設実査を実施した。

第5 監査の結果

・もにわの湯の使用料の徴収及び収納事務の私人への委託について、告示がされていなかった。

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び監査対象期間

都市政策部

平成31年4月から令和元年9月までの執行業務

第2 監査の実施期間

令和元年11月27日から令和2年1月31日まで

第3 監査した委員

井上安子、遠藤和男、宍戸一照、渡辺敏彦

第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、備品確認、つり銭確認及び株券確認を実施した。

第5 監査の結果

- ・都市公園ではない児童遊び場の使用について、福島市都市公園条例により許可したものがあった。
- ・公園内行為許可において、許可後に使用日を追加したいとの申し出があった際に、許可の手続きがなされなかったものがあった。
- ・公園内行為許可において、許可後に使用しない旨の申し出があった際に、既納の使用料を次回の許可の使用料に充てたものがあった。
- ・公園占用許可及び公園施設設置、管理許可において、許可期間が10年を超えているものがあった。